

学校開放 後期使用申込

対象 市内在住、在勤、在学の方が10人以上(浜益区は5人以上)の団体※20歳以上の責任者が1人以上いること

期間 11月1日(月)～令和4年4月30日(土)

場所 市立学校体育館

費用 1時間600円
(厚田・浜益区500円)

申込方法 申込用紙(市HPから入手可)を提出

申込期間 1日(水)～20日(月・祝)※必着。厚田・浜益区は使用日の7日前まで

申込・問合せ (公財)石狩市体育協会(〒061-3218 花畔3-37-4)
☎64・1220

市の相談窓口

人権相談

21(火) 13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所2階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

16(木) 13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

1(水)・15(水) 13時30分～15時30分
※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

7(火)・14(火)・16(木)・21(火) 10時～15時
【女性限定】28(火) 13時～16時
市役所1階
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

こども・ひとり親相談

平日 9時～16時 子ども相談センター ☎72・3195

住民よろず相談

火曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220
毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・木曜 11時～17時(受付16時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日 9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田区 ☎78・1030
浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生 ☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

労働相談所 ※要申込

平日 10時～16時
連合北海道石狩地区連合
いしかり労働相談センター ☎60・4704

相続・遺言、不動産(空き家問題など)、その他無料法務相談

29(水) 13時～15時 花川北コミセン
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558(電話予約も可)

社会生活基本調査

総務省統計局が行う5年に一度の大切な調査です。9月上旬から調査員が対象調査区内の世帯を訪問しますので、調査へのご協力をお願いします。

※インターネットでの回答も可
調査実施日 10月20日(水)

問合せ 北海道総合政策部
計画局統計課
☎011・204・5144

厚田生涯学習課
☎78・2250

浜益生涯学習課
☎79・2114

9/10～16は自殺予防週間

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っている時には、気軽に相談できる場所があります。相談方法もさまざまです。自分に合った方法で話してみませんか？

☎保健推進課 ☎72・3124



電話で話したい

よりそいホットライン

こころの健康相談統一ダイヤル

☎0120・279・338

※24時間対応

☎0570・064・556

※平日9時～21時、土・日・祝日10時～16時、年末年始除く

SNSで話したい

電話で相談しづらい方には、LINEやオンラインチャットなどでの相談窓口があります▶



命を守る「ゲートキーパー」とは？

「ゲートキーパー」は、悩んでいる方に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る方のことです。

特別な資格は必要ありません。まずは、声をかけることから始めてみませんか？

ゲートキーパーの心得

- ・自ら相手と関わるための心の準備をしましょう
- ・温かみのある対応をしましょう
- ・真実に聴いているという姿勢を相手に伝えましょう
- ・相手の話を否定せず、しっかりと聴きましょう
- ・相手のこれまでの苦勞をねぎらいましょう
- ・心配していることを伝えましょう
- ・分かりやすく、かつゆっくりと話をしましょう
- ・一緒に考えることが支援です
- ・準備やスキルアップも大切です
- ・自分が相談に乗って困った時のつなぎ先(相談窓口など)を知っておきましょう
- ・ゲートキーパー自身の健康管理、悩み相談も大切です

どんな支援が自殺防止につながるか知りたい方へ

2種類のテキストがあります。下記よりダウンロードしてお使いください。

ゲートキーパー養成研修用テキスト・養成研修用動画

悩みを抱えた方に対し、周りの方がゲートキーパーとして対応する際に役立つような研修内容を紹介するテキストと動画です。

誰でもゲートキーパー手帳

ゲートキーパーの役割や自殺につながるサイン、自殺を防ぐために必要なものなどが分かりやすく紹介されています。



厚生労働省HP▶

住宅改修による家屋の固定資産税減額措置

次の要件に適合する住宅の改修工事を行った場合、翌年度(1年間)の住宅の固定資産税が減額されます。

省エネルギー改修を行った住宅

要件

- ・H20/1/1以前に建築
- ・改修後の住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ※①
- ・省エネルギー改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が1戸当たり50万円を超えるもの
- ・窓の断熱性能を高める改修(省エネ建材等級4つ星以上必須)を実施
- ・窓の改修と合わせて行う天井、壁または床の断熱性を高める改修(過去に省エネルギー改修の軽減を受けている場合は対象外)

減額の範囲

1戸当たりの床面積120㎡を限度に3分の2(省エネルギー改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の1)に減額

申告書類

- 熱損失防止改修住宅等に係る固定資産税減額申告書 ※②
- 住民票(コピーも可)
- 増改築等工事証明書など ※③
(H29/3/31以前の場合は、代わりに熱損失防止改修工事証明書)
- 省エネルギー改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真
- 改修工事で認定長期優良住宅となった場合は、認定通知書のコピー
- 補助金を受けている場合は、その決定通知と補助金額が分かる書類

バリアフリー改修を行った住宅

要件

- ・新築から10年以上が経過
- ・65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住
- ・バリアフリー改修後の住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ※①
- ・廊下の拡幅、階段の傾きの緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床段差の解消、床の滑り止め、扉の改良などを実施
- ・バリアフリー改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が1戸当たり50万円を超えるもの

減額の範囲

1戸当たりの床面積100㎡を限度に3分の2に減額

申告書類

- 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書 ※②
- 住民票(コピーも可)
- 年齢や介護、障がいなどを証する書面
- 増改築等工事証明書(ある場合のみ)
- バリアフリー改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真
- 補助金を受けている場合は、その決定通知と補助金額が分かる書類

耐震改修を行った住宅

要件

- ・S57/1/1以前に建築
- ・耐震改修工事に要した自己負担額(国または地方公共団体からの補助金を除いた額)が1戸当たり50万円を超えるもの

減額の範囲

1戸当たりの床面積120㎡を限度に2分の1(耐震改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の1)に減額

申告書類

- 耐震基準適合住宅等に係る固定資産税減額申告書 ※②
- 増改築等工事証明書 ※③
- 耐震改修工事の内容が分かる工事見積書・領収書のコピー・図面・着工前後の写真
- 扉の性能評価書(該当する場合のみ)
- 耐震改修工事で認定長期優良住宅となった場合は、認定通知書のコピー
- 補助金を受けている場合は、その決定通知と補助金額が分かる書類

共通事項

- 改修工事完了日から3カ月以内の申告が必要です。やむを得ない事情がある場合はご相談ください
- 申告後、税務課による現地調査があります
- 基本的に同時適用はできませんが、省エネルギー改修とバリアフリー改修の減額措置は、同時に受けられる場合があります。詳細は要問合せ
- ※①併用住宅は住宅部分が延べ床面積の2分の1以上であること。住宅部分が対象、貸家住宅は対象外
- ※②申告書は、税務課(市役所1階15番窓口)または市HPから入手可
- ※③増改築等工事証明書の発行には費用を要し、税の減額分を超える場合があるため、事前に要確認。証明書の発行は、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵(かし)担保責任保険法人、建築士事務所に属する建築士が行います